

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月22日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備点検用門型クレーンでの足場解体・搬出作業において、照明灯にクレーンが接触し、破損したため、当該照明灯を撤去。	GⅢ	
2	1号機	起動変圧器1SBにおいて、変圧器防災自動噴霧試験実施後の噴霧水自動排水不良が認められたため、当該設備を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(B)軸受潤滑水流量計において、カバーガラスに破損(ひび割れ)が認められたため、当該カバーガラスを点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(D)軸受潤滑水流量計において、カバーガラスに破損(ひび割れ)が認められたため、当該カバーガラスを点検・修理。	GⅢ	
5	3号機	循環水ポンプ(C)モータ軸受油冷却器冷却水配管において、フローサイトグラス(ガラス製流量確認窓)の破損が認められたため、当該フローサイトグラスを点検・修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	ランドリー給気冷却器冷水入口弁(U41-F232D)において、グランド押さえ部の腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	
7	1・2号廃棄物処理設備	ランドリー給気冷却器冷水入口弁(U41-F232E)において、グランド押さえ部の腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	
8	1・2号廃棄物処理設備	ランドリー給気冷却器冷水入口弁(U41-F232F)において、グランド押さえ部の腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	
9	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー(A)(B)の社内自主検査(比率差動継電器検査)において、比率差動継電器用点検保守ツール(パソコン)が起動しない事象が認められたため、原因を調査、対策検討。	対象外	
10	その他	危険物取扱い作業運用ガイド(2010/6/22施行)において、工事共通仕様書の最新版(2012/12/1改訂)が未反映であることが認められたため、当該運用ガイドを改訂。	GⅡ	